

中小企業者・個人事業者の皆様

予約制・相談無料

インボイス制度
電子帳簿保存法
お困りごとを解決

(令和6年度)
インボイス制度・改正電子帳簿保存法
特別相談窓口

令和5年10月からスタートしたインボイス制度ですが、皆さんお困りごとはありませんか？
また、令和6年1月から改正電子帳簿保存法も始まり両制度は中小企業、個人事業者の皆様の経営、事務作業に大きく影響する改正、制度です。

北九州市中小企業支援センターでは、インボイス制度、改正電子帳簿保存法に関するご相談を受ける窓口を開設いたします。経理事務や制度運用などお気軽にご相談ください。

(注) 相談窓口は、会計事務、申告書の作成等を代行するものではありません。どうぞご了承ください。

相談会概要

窓口開設

原則毎週 火曜日 9:00~17:00

※祝祭日除く、スケジュール変更になる場合があります。

相談予約

電話、メールでお申込みください

※相談会は予約制ですので必ず予約をお願いします。

相談費用

無料

対象者

北九州市内中小企業、個人事業者

こんなお悩みありませんか



インボイスの登録をしたけど消費税の申告はどうなるの？

登録番号がない事業者から消費税込みの請求書が届いたけど問題ないの？

改正電子帳簿保存法って何をしなければいけないの？

インボイス制度、改正電子帳簿保存法に使える補助金はあるの？

お問い合わせ・窓口相談予約はこちらから

公益財団法人北九州産業学術推進機構

北九州市中小企業支援センター

戸畑区中原新町2-1北九州テクノセンタービル1階

北九州市中小企業支援センター

電話 093-873-1430

メール k_info@ksrp.or.jp

